

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経済局	(令和元年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘事項⑥】公募型プロポーザル方式における説明責任のあり方について</p> <p>「東北グロースアクセラレーター」の委託者を公募型プロポーザル方式で選定している。市では、平成30年度において、委託業者を選定し、平成30年5月に委託契約を締結したものの、その後「SENDAI for Startup!2019」（平成31年2月開催）のイベント運営等の委託を追加する形で、平成30年11月に9,275千円を増額する変更契約を締結している。</p> <p>この経緯としては、「SENDAI for Startup!2019」を支援先ベンチャー企業の成果発表の場という位置づけにすることを後付けで決定したことから、当該委託者に運営も委託するのが合理的・経済的であると市が判断した結果、公募は行われず、委託者からの見積りに基づく契約の変更という形で変更契約がなされている。</p> <p>一般的に、このような契約変更は、公募型プロポーザル方式の趣旨から外れている可能性が高い。受託候補者特定における公正性や透明性の観点から、市には、経緯を説明する責任があるが、この点説明責任は果たされておらず社会通念に照らして妥当とは言えない。</p> <p>【指摘事項⑦】実績報告書に関する書類の不足について</p> <p>平成30年度仙台市中小企業新製品等開発支援補助金実施要領（ドローン製品等開発支援事業）によれば、補助対象経費として補助を受けるためには、発注、契約から支払いまでの手続が補助対象期間である平成30年4月1日から平成31年2月28日までに行われていなければならない。また、実績報告書提出時には証拠書類として、支払済であることを証する書類の写し</p>	<p>令和元年度以降、「東北グロースアクセラレーター」の実施にあたり、募集要項の仕様書の業務内容に「SENDAI for Startups!」のイベント運営等の業務を含め、委託業者を公募型プロポーザル方式で選定し、契約締結を行うこととした。</p> <p>実績報告書提出時に不足していた、業務委託費が実際に支払われたことを確認できる書類については、令和2年1月17日に徴取した。業務委託費は補助対象期間内に支払われており、補助金の交付額に誤りがないことを確認した。</p> <p>また、令和元年度より、必要な提出書類に漏れが生じないように、チェックシートを設け、複数人で確認することとした。</p>	

の提出が求められる。

今回、実績報告書及び支出内容について、証拠書類に基づき確認したところ、補助事業者 6 社のうち 1 社について、補助対象経費として報告されている業務委託費についての契約書及び稼働実績に関する書類は提出されているものの、実際に支払われたことを確認できる書類は提出されておらず、支払時期の確認ができないものがあり、同要領に準拠した書類が不足している事項が 1 件検出された。

市は補助事業の実施にあたり、仙台市補助金等交付規則第 13 条に基づき、補助事業の成果報告を受けたうえで当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認められるか否かを判断する必要がある。そして、同要領では支出の報告としては支払いまで完了していることを条件と考えている。

適切に事業を実施する前提として、適切な実施報告を受ける必要がある。そのため、市は今後、補助事業者が申請している経費について、補助事業者から実際に支払われたことが確認できる証拠書類の提出を求め、補助対象期間内で支払いが完了していることを漏れなく確認するべきである。